

私立小中学校等授業料軽減事業支援特別経費補助金交付要綱

(令和3年2月2日2私第350号県民文化部長通知)
(一部改正 令和3年3月30日2私第438号県民文化部長通知)
(一部改正 令和3年11月4日3私第242号県民文化部長通知)
(一部改正 令和4年10月14日4私第201号県民文化部長通知)

(趣旨)

第1 この要綱は、家計急変等による経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒の奨学と保護者等の負担軽減を図るため、私立小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程（以下「私立小中学校等」という。）を設置する学校法人が、長野県内に設置する私立小中学校等に在籍する児童生徒の授業料を軽減した場合に、当該軽減額に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、保護者等とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者等で県内に住所を有している者（同一の児童生徒の保護者等が2人いて、県内に住所を有するもの及び県内に住所を有しないものである場合における当該県内に住所を有しない保護者等を含む。）をいう。

（法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び児童生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者は除く。）

(2) 児童生徒に保護者がいない場合で、当該児童生徒が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者

(対象経費及び補助率等)

第3 第1に規定する補助金交付の対象となる経費は、次の各号の要件をすべて満たす児童生徒について学校法人が授業料を軽減するのに要する経費とする。

(1) 児童生徒が、補助金の申請年度に長野県内の私立小中学校等に在学しており、別表に定める区分のいずれかに該当していること。

(2) 児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。

(3) 児童生徒の保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であること。

2 補助率は10/10以内とする。

3 児童生徒1人当たりの補助上限額は、月額28,000円（年額336,000円）とする。

4 家計急変等の場合で、年度途中から授業料軽減を受けることとなった場合は、当該家計急変等があった月からの経費を対象とする。

また、年度内の退学や再就職等により、別表の要件を満たさなくなった場合は、当該事実の発生した日の属する月までの経費（事実発生日が1日の場合は、前月までの経費）を対象とし、翌月以降の経費は対象としない。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、すみやかに知事に申請してその承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請して、その承認を受けこと。

(補助事業者の徴すべき書類)

第5 補助事業者は、保護者等からあらかじめ申請書その他授業料を軽減するために必要な書類を提出させるものとする。

(交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、私立小中学校等授業料軽減事業支援特別経費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の交付申請書に添付する書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 私立小中学校等授業料軽減事業実施計画書(様式第2号)

(2) 学則

(3) 第5の規定により保護者等から徴した書類の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更申請書等)

第7 第4の規定による承認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の計画を変更しようとするとき

私立小中学校等授業料軽減事業計画変更承認申請書(様式第3号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

私立小中学校等授業料軽減事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、私立小中学校等授業料軽減事業支援特別経費補助金交付申請取下書(様式第5号)を、当該補助金の交付決定通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、私立小中学校等授業料軽減事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 精算書(様式第7号)

(2) 私立小中学校等授業料軽減事業実施状況書(様式第8号)

(3) 授業料の軽減を行ったことを確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付の請求)

第10 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、私立小中学校等授業料軽減事業支援特別経費補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(概算払)

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、私立小中学校等授業料軽減事業支援特別経費補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(機密保持)

第12 補助事業者は、事業を実施するにあたり知り得た秘密を漏らしてはならない。

(書類の提出部数)

第13 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行し、令和2年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月4日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行し、令和4年度補助金から適用する。

(別表) (第3関係)

区分	対象となる児童生徒	保護者等の状況
1	当該年度に家計を急変させる特別な事情が生じ、授業料の納付が困難となった児童生徒	保護者等が特別な事情が生じたため、当該年の年収（保護者等が2人いるときは、その全員の年収を合算した額。以下同じ。）が400万円未満相当になると確実に見込まれる者
2	私立小中学校等入学後に、家計を急変させる特別な事情が生じ、家計急変年度以降も当該私立小中学校等に在学（義務教育学校に在学する児童生徒については、家計急変時に在学する課程に限る。）し、授業料の納付が困難な児童生徒（1に該当するものを除く。）	保護者等が次のいずれかに該当する者 (1) 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が2人いるときは、その全員の金額を合算した額。以下同じ。）が135,000円未満である者 (2) 特別な事情が生じたため、当該年の年収が400万円未満相当になると確実に見込まれる者
3	不登校やいじめ等の特殊な事情があり、私立小中学校等に入学し、授業料の納付が困難な児童生徒（1及び2に該当するものを除く。）	保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が135,000円未満である者
4	保護者等が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であり、授業料の納付が困難な児童生徒	保護者等が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である者